広　島　市　告　示　第　４　５　１　号
令　和　８　年　１　０　月　２　０　日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。
なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広　島　市　長　　松　井　　一　實

１　供用を開始する年月日
令和８年１０月２０日

２　下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。

３　供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区　分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区　名	町　　名	
汚水及び雨水を排除	佐伯区	八幡東二丁目及び五日市中央三丁目の各一部	分流
汚水を排除	安佐南区	川内一丁目、上安二丁目及び伴東七丁目の各一部	
	安佐北区	小河原町、大林二丁目及び安佐町大字鈴張の各一部	
	佐伯区	五日市町大字石内、屋代三丁目及び五日市中央七丁目の各一部	
雨水を排除	安佐南区	八幡東三丁目の一部	

広　島　市　告　示　第　４　５　２　号
令　和　８　年　１　０　月　２　０　日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広　島　市　長　　松　井　　一　實

１　下水の処理を開始する年月日
令和８年１０月２０日

２　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

（別　紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区　名	町　名	
安佐南区	川内一丁目、上安二丁目及び伴東七丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目１番１号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	小河原町、大林二丁目及び安佐町大字鈴張の各一部	
佐伯区	五日市町大字石内、八幡東二丁目、屋代三丁目、五日市中央三丁目及び五日市中央七丁目の各一部	